

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）企画担当参事官室）

項目名	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長											
税目	所得税、法人税											
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>【特例措置の内容】 個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設、改修又は増設した場合、当該新設、改修又は増設に係る建物及びその附属設備について特別償却を行う。</p>											
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ —</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ —</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 沖縄の離島地域は遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性を有している一方で、観光資源が豊富に存在するという利点を持ち合わせている。観光産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であり、離島地域の旅館業等の設備投資を促進することで、観光産業を振興し、ひいては雇用機会の創出・確保等による地域の活性化を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 沖縄の離島振興については、これまで沖縄振興特別措置法等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性が存在し、依然として、人口減少や高齢化の進行、就業者数の減少などの課題を抱えている。 こうした離島が抱える様々な条件不利性等を踏まえ、令和4年の沖縄振興特別措置法の改正において、「離島の地域の振興」についての努力義務規定が盛り込まれ、離島の地域の特性に応じた観光の振興や離島の地域における雇用機会の拡充が一層求められている。さらに、沖縄島北部及び西表島が奄美群島とともに世界自然遺産に登録されたことを契機として、本年改正された奄美群島振興開発特別措置法では、沖縄との連携が基本理念に盛り込まれ、産業の活性化や雇用創出が期待されるなど、離島地域の振興の必要性が増している。 沖縄の離島地域の振興のためには、当該地域の自立的発展に重要な役割を果たす観光産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが重要である。とりわけ、宿泊施設は、離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光業の振興に不可欠であり、交流人口の増加にも寄与することから、法人や個人の設備投資を促進する本特例措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 9. 沖縄政策</p> <p>【施策】 9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>																
		政策の達成目標	<p>【政策の達成目標】</p> <p>離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の設備投資を促進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>離島の宿泊施設の収容人員数</p> <p>【目標値】</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R9.3</td> </tr> <tr> <td>収容人員数</td> <td>67,812</td> </tr> </table> <p>(目標値設定の考え方)</p> <p>令和5年3月以前の過去5年間の増加数の平均を踏まえ、令和5年4月以降1年間で2,842人増加するとして推計した。</p> <p>(参考)</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H31.3</td> <td>R2.3</td> <td>R3.3</td> <td>R4.3</td> <td>R5.3</td> </tr> <tr> <td>収容人員数</td> <td>45,930</td> <td>49,886</td> <td>53,221</td> <td>55,448</td> <td>56,444</td> </tr> </table> <p>出典：沖縄県「離島関係資料」</p> <p>○達成目標・測定指標の変更理由</p> <p>従前の達成目標・測定指標は、複数業種を想定して設定したが、産業全般の影響を受けやすいため、対象業種に特化した離島の旅館業等に係る達成目標へ変更し、有効性等の検証をより適切に行えるよう、測定指標を変更した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前の達成目標：離島の特色をいかした産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。 ・従前の測定指標：沖縄の離島地域の就業者数 		R9.3	収容人員数	67,812		H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	収容人員数	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444
			R9.3																
		収容人員数	67,812																
	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3														
収容人員数	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444														
租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）																		
同上の期間中の達成目標	<p>○離島の宿泊施設の収容人員数</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R8.3</td> <td>R9.3</td> </tr> <tr> <td>収容人員数</td> <td>64,970</td> <td>67,812</td> </tr> </table> <p>出典：沖縄県「離島関係資料」の実績データに基づき推計</p> <p>※令和5年3月以前の過去5年間の増加数の平均を踏まえ、令和5年4月以降1年間で2,842人増加するとして推計した。</p>		R8.3	R9.3	収容人員数	64,970	67,812												
	R8.3	R9.3																	
収容人員数	64,970	67,812																	
政策目標の達成状況	<p>《従前の政策目的及び達成目標の状況》</p> <p>離島の特色をいかした産業に係る設備投資を促進することで、当該産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。</p>																		

○測定指標（沖縄の離島地域の就業者数：61,150人（令和5年度））の実現状況〔達成度：％〕

令和2年度（実績）：57,700人※令和2年国勢調査（R2.10.1時点）

令和3年度（推計）：60,111人

令和4年度（推計）：60,191人

令和5年度（推計）：60,834人〔99.5％〕

※令和2年度は国勢調査の結果

※令和3年度～令和5年度の就業者数については、「労働力調査」（沖縄県）の年度の伸び率により推計

※令和3年度に要望書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたが、結果的には3年延長となっており、従前の達成目標における最終年度と税制の期限にずれが生じている。

（参考）沖縄県全体の就業者数

（単位：人）

	R2	R3	R4	R5
就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000
対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%

出典：沖縄県「労働力調査」（毎月実施する約2,400世帯のサンプリング調査）

※各年度末の数値

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 従前の達成目標に対する直接的効果

令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた新規雇用者数の見込みは337人となっており、旅館業の設備投資の促進が沖縄の離島地域の就業者数の増に寄与していると考えられる。

また、県知事確認を行った事業者への追加アンケートによると、「事業への投資の際に、沖縄の離島の旅館業に係る特例措置がなかった場合の投資への影響」として、「雇用する人数を減らした」と回答した事業者が一定数おり、沖縄の離島地域の就業者数に影響したもの（直接的効果）として分析している。

【本特例措置に係る沖縄県知事確認の件数、新規雇用者数】

（単位：件、人）

	R4	R5
確認件数	7	24
新規雇用者数	18	319

※沖縄県知事に提出された確認申請書による。

2. 新たな達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

沖縄県知事への確認申請書内にて、「今回申請する旅館業用建物等の取得等を行った理由・目的等について」アンケートを設けており、事業者が沖縄県知事へ申請した確認申請書によると取得等による効果の見込み（合計・平均）は以下のとおり。

- ・客室数の増数：（合計）546室、（平均）17.6室
- ・収容人員数の増数：（合計）1,627人、（平均）52.5人
- ・年間宿泊者数の増数（合計）288,363人、（平均）9,302人
- ・新規雇用者数：（合計）337人、（平均）10.9人

		<p>※令和4年度及び令和5年度に事業者が沖縄県知事に申請した確認申請書（31件）に基づき集計。 ※令和6年3月31日現在。</p> <p>3. 適用数が僅少であることについて 県知事による事前確認制度が導入され、新たな対象要件の周知に一定程度の時間を要したことから、令和4年度は適用数が僅少となっているが、制度の周知活動を徹底したことにより、令和5年度は前年度と比較して県知事確認件数が約3.5倍に増えている。さらに、県知事確認申請書に記載する「受けようとする特例の種類」の回答によると、いずれも20件以上の適用が見込まれている。</p> <p>県知事確認時の受けようとする特例の種類（複数選択） （単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税（法人税・所得税）</td> <td>6</td> <td>21</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>県税（事業税）</td> <td>7</td> <td>22</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>県税（不動産取得税）</td> <td>7</td> <td>23</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>市町村税（固定資産税）</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県知事に提出された確認申請書による。</p>		R4	R5	計	国税（法人税・所得税）	6	21	27	県税（事業税）	7	22	29	県税（不動産取得税）	7	23	30	市町村税（固定資産税）	6	20	26
	R4	R5	計																			
国税（法人税・所得税）	6	21	27																			
県税（事業税）	7	22	29																			
県税（不動産取得税）	7	23	30																			
市町村税（固定資産税）	6	20	26																			
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> 平年度で2件、58,291千円の特別償却の適用が見込まれる。 ※件数及び適用額は令和4年度以前の5年間（平成30年度～令和4年度）の平均値。 沖縄県知事に提出された確認申請書に基づけば、令和5年度では、21件の特別償却の適用が見込まれており、制度の周知等により、今後、更なる適用が見込まれている（令和5年度は6月末時点で、県知事確認申請が2件だったのに対し、令和6年度は同月末時点で10件の申請が行われている）。 																				
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	離島地域への入域観光客数がコロナ禍から順調に回復傾向にあり、コロナ禍を経てワーケーションを行う人材も増える中で、本特例措置により宿泊施設の収容人員数が増加することで、受入体制の強化につながり、観光需要を一層取り込む効果が見込まれる（令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請における収容人員数の増は1,627人、年間宿泊者数の増見込みは288,363人となっている）。																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>上述の政策目的を民間活力をいかして成し遂げるためには、民間事業者による設備投資の誘因となる本特例措置が必要である。</p> <p>事業者の投資判断に当たっては、経済情勢など中長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの支援ではなく、税制等の中長期的な制度の裏付けが必要と考えられる。また、本特例措置は、課税の繰延べであり、減収額相当分を補助金等として交付するよりも国の最終的な負担が少ないという点において、手段としての適切性が認められる。</p> <p>本特例措置は、今後、企業の設備投資や、進出候補地を決定する際の重要なインセンティブとなり、離島地域における受入機能の強化及び観光満足度の向上が期待できることから、観光資源を豊富に有する沖縄の離島地域の振興を民間活力をいかして行うには、引き続き政策的に旅館業等の設備投資を促進していく必要がある。</p>																				
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○過去3年間の適用実績</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">18,452</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">651</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">63,812</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和3年度及び令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。</p> <p>(注2) 令和5年度以降は推計値を記載している。</p> <p>令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者によるその効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%増加するものとして推計した(R5: 県知事確認件数24件のうち2件の実績=8.3%)。</p>	項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	特別償却	1	18,452	1	651	2	63,812
	項目	令和3年度			令和4年度		令和5年度																
		件数	金額	件数	金額	件数	金額																
特別償却	1	18,452	1	651	2	63,812																	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>○適用実態調査結果(適用件数、適用額)</p> <p>(租税特別措置法の条項：第45条)</p> <p>【特別償却】</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">4,360</td> <td style="text-align: right;">248,457</td> <td style="text-align: right;">22,686</td> <td style="text-align: right;">18,452</td> <td style="text-align: right;">651</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。</p>	年度	H30	R元	R2	R3	R4	件数	1	3	2	1	1	金額	4,360	248,457	22,686	18,452	651			
年度	H30	R元	R2	R3	R4																		
件数	1	3	2	1	1																		
金額	4,360	248,457	22,686	18,452	651																		
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、旅館業の設備投資を促進し、宿泊施設の施設数及び収容人員数が増加することで、新規の雇用が必要になり、従事者数の維持・確保が図られる。</p> <p>令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた新規雇用者数の見込みは337人となっており、旅館業の設備投資の促進が沖縄の離島地域の就業者数の増に寄与していると考えられる。</p> <p>【本特例措置に係る沖縄県知事確認の件数、新規雇用者数】</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4(実績)</th> <th>R5(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">319</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 沖縄県知事に提出された確認申請書による。</p> <p>また、令和4年度税制改正による取得価格要件緩和等によって適用された事業者も確認できており、制度の周知等により、今後、更なる活用が見込まれる。</p>		R4(実績)	R5(実績)	確認件数	7	24	新規雇用者数	18	319												
	R4(実績)	R5(実績)																					
確認件数	7	24																					
新規雇用者数	18	319																					

		<p>(沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和5年度の実績から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価格 500 万円以上 1,000 万円未満 : 1 件 ・改修 : 1 件 															
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>沖縄の離島地域の就業者数 : 61,150 人 (令和5年度)</p>															
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○従前の達成目標 (沖縄の離島地域の就業者数) の実現状況 達成度は 99.5% であり、所期の目標は概ね達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の離島地域の就業者数 : 60,834 人 (令和5年度) [達成度 : 99.5%] <p>令和2年度(実績) : 57,700 人 ※令和2年国勢調査 (R2.10.1 時点) 令和3年度(推計) : 60,111 人 令和4年度(推計) : 60,191 人 令和5年度(推計) : 60,834 人 [99.5%] ※令和2年度は国勢調査の結果 ※令和3年度～令和5年度の就業者数については、「労働力調査」(沖縄県)の年度の伸び率により推計 ※令和3年度に要望書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたが、結果的には3年延長となっており、従前の達成目標における最終年度と税制の期限にずれが生じている。</p> <p>(参考) 沖縄県全体の就業者数</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業者総数</td> <td>718,000</td> <td>748,000</td> <td>749,000</td> <td>757,000</td> </tr> <tr> <td>対前年比</td> <td>-1.24%</td> <td>4.18%</td> <td>0.13%</td> <td>1.07%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 沖縄県「労働力調査」(毎月実施する約 2,400 世帯のサンプリング調査) ※各年度末の数値</p>		R2	R3	R4	R5	就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000	対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%
	R2	R3	R4	R5													
就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000													
対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%													
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成9年度 制度創設 平成14年度 5年延長 平成19年度 5年延長 平成24年度 5年延長 平成29年度 2年延長 令和元年度 2年延長 令和3年度 1年延長 令和4年度 3年延長、拡充 (「改修」の追加、取得下限額の引下げ(500万円以上))</p>																